

# 令和2年度新たな地域交通モデル形成推進事業 委託業務仕様書

## 1 業務の名称

令和2年度新たな地域交通モデル形成推進事業委託業務

## 2 業務の目的

多様化する地域交通の課題解決を図るため、新たなモビリティサービスを含めた様々な視点からの取組を推進していくための指針「新たな地域交通モデル形成に関する取組方針」を策定するとともに、地域における実証事業の推進を図る。

## 3 委託予定期間

契約の締結日から令和3年3月31日まで

## 4 業務の内容

### (1) 山口県の地域概況の整理

山口県の地域特性、人口動態、自動車及び免許保有の実態、移動特性、都市構造の特性等について、山口県の総合計画「やまぐち維新プラン」等を踏まえ、整理する。

### (2) 山口県の公共交通の現状整理

#### ア 交通の概況

県内の公共交通の概略や、各交通モードごと（航空、航路、鉄道、乗合バス、貸切バス、高速バス、タクシー、自家用有償運送）に輸送人員の推移や経営状況等、事業の概況を整理する。

#### イ 広域交通ネットワークの状況

地域ごとに、広域的な公共交通ネットワークの状況を整理する。

### (3) 観光客の状況整理

県内の観光・文化スポット等の分布状況や、地域ごとの観光客数を整理するとともに、県内観光客の行動特性を整理する。また、訪日外国人観光客の近年の動向を整理する。

### (4) 各種調査の実施

調査内容及び項目については提案事項とするが、以下のア～ウの調査については実施すること。

#### ア 乗合バス・タクシー事業者へのヒアリング調査

- ・路線維持に向けた課題
- ・運行効率化に向けて取り組みたい事業
- ・広域的な路線の運営状況

#### イ 市町へのアンケート調査

- ・地域内交通の課題
- ・デマンド型乗合タクシー等、地域コミュニティ交通の課題

- ・今後取り組みたい事業
- ・国、県に求める支援策

#### ウ 地域での実地調査

- ・山口県における地域特性等を踏まえ、共通的にみられる交通課題を把握するための実地調査を実施する。
- ・県内の複数の地域で実施する。

例) 中山間地域で運行されるコミュニティ交通における利用者アンケートや乗継調査  
観光客等、地域外からの来訪者アンケート

#### (5) 公共交通分野における技術革新や実装に向けた動向の整理

国内で社会実装に向けた取組が進められている、「MaaS」や、シェアリングサービス、AIの活用により効率的な配車を可能とするオンデマンド交通、超小型モビリティ、グリーンスローモビリティなどの「新型輸送サービス」、「自動運転サービス」など、AIやICT等のイノベーションの急速な進展を背景とした新たなモビリティサービスについて、その有効性や活用に向けた留意点、関連する取組について情報を収集し、整理を行う。

#### (6) 山口県における地域交通の課題の整理と対応方針の検討

地域概況の整理や各種調査の実施を通じ、山口県の地域交通が抱える課題を整理するとともに、新たなモビリティサービスの活用等、様々な視点から、取組の方向性を検討する。

#### (7) 新たな地域交通モデル形成に関する取組方針案の検討

調査、検討を実施した内容及び「新たな地域交通モデル検討委員会」会議での意見を踏まえ、「新たな地域交通モデル形成に関する取組方針案」を検討・作成する。

#### (8) 新たな地域交通モデル形成に関する取組方針案を踏まえた実証事業の検討

取組方針案を踏まえ、県内において令和3年度以降、実証を推進すべき取組について、実施箇所（市町、地域）や実施手法について検討する。

#### (9) 新たな地域交通モデル検討委員会会議の開催支援

令和2年度に3回程度開催を予定している「新たな地域交通モデル検討委員会」会議について、必要な資料の作成や会議の出席、議事録の作成を行う。

#### (10) 独自提案

その他、受託者の提案による取組の実施

### 5 関係資料の貸与

業務の遂行に必要な検討委員会が保有する資料については、可能な限りこれを貸与する。業務遂行のために必要となる関係資料等については、発注者に貸し出しを申し出た上、貸与を受けること。なお、貸与する資料等を他に貸与すること、これによって知り得た情報を他に公表してはならない。

## 6 個人情報保護

この契約による事務を処理するための取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（別紙）のとおりとする。

## 7 実施体制

- (1) 契約締結後、速やかに検討委員会と協議を行い、業務内容について十分な理解を得るとともに、履行期間においても定期的に協議を行うこと。
- (2) 事業実施にあたっては、検討委員会と協議の上進めるものとする。
- (3) 受託者は、具体的な実施内容をとりまとめた業務計画書を委託契約締結後、速やかに作成し、検討委員会に対し内容の説明を行い、了解を得ること。
- (4) 委託業務終了後、業務成果及び検討委員会による協議を踏まえ、業務報告書を作成し、検討委員会に提出すること。

## 8 留意事項

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、インターネットを活用したヒアリングの実施等、感染拡大防止に十分に配慮して事業を実施する。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、検討委員会と協議するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう。

2 委託等の実態に即して適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。

(参考)

事業スケジュール（予定）

業務内容	令和2年						令和3年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 山口県の地域概況の整理	■	■							
(2) 山口県の公共交通の現状整理	■	■							
(3) 観光客の状況整理	■	■							
(4) 各種調査の実施		■	■ 実地調査の実施						
(5) 公共交通分野における技術革新や実装に向けた動向の整理	■	■							
(6) 山口県における地域交通の課題の整理と対応方針の検討		■	■	■	■	■	■	■	
(7) 新たな地域交通モデル形成に関する取組方針案の検討			■	■ 素案の作成		■	■ 最終案の作成		■ 公表
(8) 新たな地域交通モデル形成に関する取組方針案を踏まえた実証事業の検討				■	■	■	■		
(9) 新たな地域交通モデル検討委員会会議の開催支援			■ 第2回			■ 第3回		■ 第4回	

## 令和2年度新たな地域交通モデル形成推進事業委託業務 審査基準

企画提案の内容等について、次の項目ごとに審査を行い、最も高い得点を得た業者を、最優秀提案者として決定する。

区 分	審 査 項 目	配点
業務遂行能力 (20点)	他の地方公共団体等において、地域公共交通網形成計画の策定の業務実績等、本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	10
	本業務を円滑に遂行できる体制となっているか。	10
業務理解度 (10点)	本業務の背景や目的を理解し、個々の調査、検討等は適切なものとなっているか。	10
実施手順 (10点)	業務の実実施手順は効率的であり、実効性の高い提案となっているか。	10
業務内容 (30点)	仕様書との整合がとれており、具体的な内容となっているか。	10
	本県の地域特性を把握した提案となっているか。	10
	課題解決に向けた施策の検討方法、イメージが的確なものとなっているか。	10
その他 (30点)	独自の提案等は効果的か。	10
	事業実施スケジュールは妥当であるか。	10
	経費の積算が妥当であるか。	10
合 計		100